

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

地 域 振 興 部

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況									
28年ー1 (28.1.25)	地域振興	旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備について 倉吉市 個人	貸切バス事業者への安全確保対策は、道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされており、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し（1/22設置、1/29第1回、2/9第2回、2/18第3回）、再発防止策の検討を開始した。 国土交通省は、28年3月末までに、速やかに実施できる対策を取りまとめ、28年夏までに、制度改正を伴う安全対策を含む最終取りまとめを行う予定。 1 国土交通省の取り組み (1) 事業新規参入時の安全確保について ア 現状 旅客自動車運送事業（貸切バス事業）への参入は、道路運送法第4条に基づき、国土交通大臣の許可を受ける必要があり、その基準は同法第6条に定められている。審査項目ごとの具体的な基準は、各運輸局が公示している。 イ 事故を受けた国土交通省の対応 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、新規参入要件について、現行の安全基準で十分かどうかを検討中。 (2) 交替運転手の配置基準について ア 現状 長距離運転手の過労運転防止のため、平成25年8月1日に交替運転手の配置基準を改正。 <table><tr><th>項目</th><th>平成25年7月末まで</th><th>平成25年8月から</th></tr><tr><td>運行距離 (7時間運転の上限)</td><td>670km/日まで</td><td>昼間 原則500km/日まで 夜間 原則400km/日まで</td></tr><tr><td>運転時間 (7時間運転の上限)</td><td>拘束時間16時間まで 2日平均で1日9時間まで 連続運転時間4時間まで</td><td>左記に加え、 昼間 原則1運行9時間まで (週2回まで10時間まで可) 夜間 1運行9時間まで</td></tr></table> イ 事故を受けた国土交通省の対応 交替運転手の配置基準は平成25年8月に改正したところであることから、今回の軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における検討項目にはなっていない。 (3) 貸切バス事業者に対する監査体制の強化について ア 現状 国土交通省における旅客自動車運送事業の監査要員数は、平成17年に121名であったものが平成26年には365名と10年間で約3倍に増加。また、貸切バス事業者への監査件数は、同期間において年494件から1,798件と約3.5倍に増加している。 また、平成25年10月には街頭監査制度（バス発着場での抜き打ち監査）を創設するなど、監査制度についても見直しを実施してきた。	項目	平成25年7月末まで	平成25年8月から	運行距離 (7時間運転の上限)	670km/日まで	昼間 原則500km/日まで 夜間 原則400km/日まで	運転時間 (7時間運転の上限)	拘束時間16時間まで 2日平均で1日9時間まで 連続運転時間4時間まで	左記に加え、 昼間 原則1運行9時間まで (週2回まで10時間まで可) 夜間 1運行9時間まで
項目	平成25年7月末まで	平成25年8月から										
運行距離 (7時間運転の上限)	670km/日まで	昼間 原則500km/日まで 夜間 原則400km/日まで										
運転時間 (7時間運転の上限)	拘束時間16時間まで 2日平均で1日9時間まで 連続運転時間4時間まで	左記に加え、 昼間 原則1運行9時間まで (週2回まで10時間まで可) 夜間 1運行9時間まで										

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
			イ 事故を受けた国土交通省の対応 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、監査で判明した法令違反の状態を迅速に事業者には正・改善させるための仕組みの導入などを検討中。 2 県の取組 ・旅客自動車運送事業については国の専管事務であるが、県としても1月18日付け交通政策課長通知を発出し、鳥取県バス協会に対して国土交通省の貸切バスの安全確保にかかる指導を県内会員に徹底するよう文書にて要請した。 (参考) 旅行業法に基づく県の対応 ・1月19日付け観光戦略課長通知を発出し、県登録の第2種及び第3種旅行業者に対して安全確保及び事故防止の徹底を要請した。 ・県登録旅行業者のうち、貸切バスツアー実施業者への抜き打ち検査を年度内に実施予定。(旅行業法第26条第3項)